

令和3年 9月 1日

従業員 各位

育栄管財株式会社  
代表取締役 月 舘 学

## 通 達

毎日の業務ご苦労様です。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による感染防止策に伴い、以下の指定移動禁止地域への移動は9月30日まで、原則禁止とします。当該指定移動禁止地域への移動については、事前に届出書に記入し、育栄管財(株)総務課まで提出することとします。また、届出書の提出を怠り、当該指定移動禁止地域への移動が判明した場合には、各社就業規則に基づく違背行為とみなし、係る措置が適用されます事にご留意ください。

### 《 指定移動禁止地域 》

#### 【緊急事態宣言地域】

1. 北海道
2. 宮城県
3. 東京都
4. 埼玉県
5. 茨城県
6. 栃木県
7. 群馬県
8. 千葉県
9. 神奈川県
10. 静岡県
11. 岐阜県
12. 愛知県
13. 三重県
14. 滋賀県
15. 京都府
16. 大阪府
17. 兵庫県
18. 岡山県
19. 広島県
20. 福岡県
21. 沖縄県

計 21都道府県

#### 【まん延防止等重点措置地域】

1. 福島県
2. 富山県
3. 石川県
4. 山梨県
5. 香川県
6. 高知県
7. 愛媛県
8. 佐賀県
9. 長崎県
10. 宮崎県
11. 熊本県
12. 鹿児島県

計 12県

上記、指定移動禁止地域が変更、または、それ以外の地域についても感染状況を判断し、移動を制限する場合があります。冠婚葬祭等のやむを得ない移動が生じた場合は、帰宅後2週間程度の自宅待機を命じます。必ず総務課 (TEL 0176-53-6678) までお問い合わせください。

また、いかなる事情があつたとしても「普段一緒にいない人」との会食・会合等は、大人数でなくても感染リスクが高まるのでできるだけ控えて下さい。

以 上